

土地立入証の紛失について

日頃、千葉県が施工する流山都市計画事業運動公園周辺地区一体型特定土地区画整理事業にご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

千葉県流山区画整理事務所に勤務する職員が、土地区画整理事業法第72条の規定に基づく「土地立入証」(下図参照)を紛失したことが判明しました。

県の職員は、土地区画整理事業の施行に必要な土地の測量や調査のために土地区画整理事業地区内にある皆様の土地に立ち入る際には、事前連絡を行った上、土地立入証を携行することとしております。

皆様には、立入調査等を行う者の本人確認をお願いするとともに、流山区画整理事務所職員を名乗る不審な立入調査等にお気づきの際は、下記まで御連絡ください。

今後、このようなことの無いように管理を徹底いたしますので、お詫びを申し上げますとともに、ご理解を賜りますよう、お願い申し上げます。

なお、土地立入証紛失については、千葉県ホームページでご覧いただけます。

<https://www.pref.chiba.lg.jp/tosei/press/2025/1120-nagareyama.html>

また、上記の画面を印刷したものは別紙のとおりです。

令和7年11月21日

千葉県流山区画整理事務所長

【土地立入証】

(表)

〇区第〇号 の〇	所属機関 千葉県〇〇区画整理事務所
土地区画整理事業法第72条 第7項の規定に基づく	職 名 氏 名 生
土 堀 立 本 証	
有効期限 自 令和 〇年 〇月 〇日 至 令和 〇年 〇月 〇日	
千葉県〇〇区画整理事務所長 印	

(裏)

この証書を携帯する者は、土地区画整理事業法(昭和29年法律第119号)の規定に基づき、土地区画整理事業地区内の土地に立ち入りを行う上で、その関係事項は次のとおりです。

土地区画整理事業法抜粋

第72条 国土交通大臣、都道府県知事又は市町村長は、土地区画整理事業の施行の正統又は施行のために他人の占有する土地に立ち入り、又は調査する必要がある場合においては、その必要の限度において、他人の占有する土地に自ら立ち入り、又はその命じた者若しくは委託した者に立ち入らせることができ、前項の規定により他人の占有する土地に立ち入りようとする者は、立ち入りようとする日の3日前までにその占有する土地の占有者に通知しなければならない。ただし、通知することが著しく困難である場合においては、公告をもつてその通知に代えることができる。

第73条 第1項の規定により、土地区画整理事業の施行の正統又は委託された他人の占有する土地に立ち入りようとする場合においては、その立ち入りようとする者は、立ち入りの際、あらかじめ、その旨をその土地の占有者に通知しなければならない。

第74条 土地の占有者は、正当な理由がない限り、前1項の規定による立ち入りを拒み、又は妨げなければならない。

第75条 第1項の規定により他人の占有する土地に立ち入りようとする者は、その処分をいかなる場合においても、関係人の請求があった場合においては、これを拒みなければならない。

第76条 第2条第1項の規定による立ち入りを拒み、又は妨げた者は、6月以下の懲役又は20万円以下の罰金に処する。

【連絡先】 千葉県流山区画整理事務所管理移転課 04-7150-4500 (代表)

土地区画整理法に基づく土地立入証の紛失について（令和7年11月20日）

発表日：令和7年11月20日

県土整備部市街地整備課

県土整備部流山区画整理事務所

流山区画整理事務所職員が土地区画整理法に基づく土地立入証を紛失しました。

現在のところ、土地立入証が悪用された事例は確認されていませんが、流山区画整理事務所職員を名乗る不審な立入調査等にお気づきの際は、流山区画整理事務所まで御連絡ください。

今後、土地立入証の管理について厳正を期すよう周知・徹底し、再発防止に努めてまいります。

1 事案の概要

(1)紛失した土地立入証

土地区画整理法第72条第7項の規定に基づく土地立入証

(2)紛失の経緯

- 令和7年10月22日(水曜日)：流山区画整理事務所職員は、市役所への出張を終え、帰庁後、土地立入証の入った名札ケースを机の引き出しに入れました。(本人の申出)
- 令和7年10月30日(木曜日)：職員は、土地立入証の入った名札ケースが無いことに気がつきましたが、紛失したとまでは思っていませんでした。
- 令和7年11月11日(火曜日)：職員は、土地立入証が見つからないため紛失したと認識し、上席の職員に報告しましたが、所内での共有が遅れ、同月18日に同所の管理職がその事実を把握しました。

2 立入調査等に際して

本県職員が、土地区画整理事業地区内の県民の占有する土地に立ち入って、測量や調査をする際には、事前連絡等の上、土地立入証を携帯しております。

県民の皆様には、立入調査等を行う者の本人確認をお願いするとともに、流山区画整理事務所職員を名乗る不審な立入調査等にお気づきの際は、流山区画整理事務所(04-7150-4500)まで御連絡ください。

3 再発防止策

土地立入証を保有している職員に対し、土地立入証の適正な管理について、再度周知徹底を図るとともに、鍵のかかる場所に保管するほか、管理職員等が管理状況を定期的に確認する等、管理の徹底を行います。

(参考) 今回紛失した土地立入証の様式

(表)

○区第○号 の○	所属機関 千葉県○○区画整理事務所
土地区画整理法第72条 第7項の規定に基づく	職 名 氏 名 生
土 地 見 立 本 証	
有効期限 自 令和 ○年 ○月 ○日 至 令和 ○年 ○月 ○日	
千葉県○○区画整理事務所長 国	

(裏)

この証書を携帯する者は、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）の規定に基づき、土地区画整理事業区域内の土地に立ち入りを行う者で、その関係条項は次のとおりです。

土地区画整理法抜粋

- 第72条 国土交通大臣、都道府県知事又は市町村長は、土地区画整理事業の施行の準備又は施行のために他人の占有する土地に立ち入って調査し、又は調査する必要がある場合においては、その必要の限度において、他人の占有する土地に自ら立ち入り、又はその命じた者若しくは委任した者に立ち入らせることができる。
- 2 前項の規定により他人の占有する土地に立ち入ろうとする者は、立ち入ろうとする日の3日前までにその占有する土地の占有者に通知しなければならない。ただし、通知することが著しく困難である場合においては、公告をもつてその通知に代えることができる。
- 3 第1項の規定により、立ち入りをする者は、立ち入るべき等々で囲まれた他人の占有する土地に立ち入ろうとする場合においては、その立ち入ろうとする者は、立ち入りの際、あらかじめ、その旨をその土地の占有者に告げなければならない。
- 5 土地の占有者は、正当な理由がない限り、第1項の規定による立ち入りを拒み、又は妨げてはならない。
- 7 第1項の規定により他人の占有する土地に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証書を携帯し、関係人の請求があつた場合においては、これを提示しなければならない。
- 第130条 第72条第1項の規定による立ち入りを拒み、又は妨げた者は、6月以下の懲役又は20万円以下の罰金に処する。

お問い合わせ

所属課室：県土整備部市街地整備課企画調整班
電話番号：043-223-3546
ファックス番号：043-222-4068

メールでお問い合わせ

所属課室：県土整備部流山区画整理事務所管理移転課
電話番号：04-7150-4500
ファックス番号：04-7150-4506

メールでお問い合わせ

千葉県庁

〒260-8667 千葉市中央区市場町1-1
電話番号：043-223-2110（代表）
法人番号：4000020120006